

橋本周辺広域市町村圏組合職員管理職手当支給規則

平成 12 年 3 月 1 日
規 則 第 4 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規則第 1 号 平成 21 年 5 月 29 日規則第 2 号
平成 22 年 3 月 1 日規則第 5 号 平成 22 年 6 月 1 日規則第 8 号

(目的)

第 1 条 橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与に関する条例(平成 11 年条例第 8 号) 第 24 条の規定に基づく管理職手当(以下「手当」という。)の支給については、この規則の定めるところによる。

(支給範囲及び手当額)

第 2 条 手当を支給する職員及びその支給額は、次表のとおりとする。ただし、月の半数以上勤務しなかった場合には支給しない。

職 名	支 給 区 分	手 当 額	備 考
事務局長	月 額	給料月額の 100 分の 12 以内	
事務局次長、参事	月 額	給料月額の 100 分の 10 以内	
場長、課長、主幹	月 額	給料月額の 100 分の 8 以内	

(支給方法)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、手当の支給については、橋本周辺広域市町村圏組合職員の給与支給に関する規則(平成 11 年規則第 11 号)の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 14 日 規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 29 日 規則第 2 号)

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 1 日 規則第 5 号)

この規則は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 1 日 規則第 8 号）

この規則は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。